物品購入等明細書

品名，件名	産業廃棄物処分委託（水質第２課）
要求課	技術監理室 水質管理センター　水質第２課
納入場所	技術監理室 水質管理センター　水質第２課
納期	令和9年3月15日

見積書 提出期限	令和8年11月20日

品名	形状	数量	単価（税抜）	金額（税抜）
産業廃棄物処分委託（水質第２課）	別紙仕様書のとおり	1式		
			合計	

産業廃棄物処分委託（水質第２課）

仕様書

（令和８年度）

京都市上下水道局　技術監理室
水質管理センター　水質第２課

1　概要

本委託は、上下水道局技術監理室水質管理センター水質第２課（以下「甲」という。）が別途契約する収集運搬業者（以下「運搬業者」という。）が搬入する廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、金属くず等の産業廃棄物を、受託者（以下「乙」という。）が破砕等の中間処理を行ったうえで、リサイクル又は埋立て等の最終処分を行うものである。

2　搬出場所

水質管理センター水質第２課　本所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１（鳥羽水環境保全センター敷地内）

3　期間

契約の日から令和９年３月15日までとする。

4　予定数量

予定数量は、約1,110キログラムとする。内訳は以下のとおり。なお、数量には多少の誤差があるものとする。

廃プラスチック類	260kg
廃ガラス	350kg
金属くず等	450kg
混合廃棄物　事務用いす・給湯ポット等	50 kg
合　　計	1,110 kg

5　提出書類

⑴　業務着手前

ア　着手届　１部

イ　現場代理人通知書（経歴書添付）　１部

ウ　産業廃棄物処理業の許可証の写し　１部
（処理する産業廃棄物に関するもの）

エ　労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し、又はそれに代わるもの　１部

オ　委託料内訳書（必要に応じ）　１部

⑵　作業完了時に提出する書類

ア　処分結果報告書	１部
イ　完了届	１部
ウ　請求書（上下水道局会計規程第１２条関係）	１部
エ　委託写真（第６項参照）	１部
オ　その他必要書類等	必要枚数

6　委託写真

⑴　乙は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等及び進行状況に応じて日付が記載された作業黒板入りで撮影し、完成後、年月日及び説明などを書き添えること。

⑵　写真帳はＡ４版を標準とし、表紙には契約年度、委託業務名、受託者名及び委託期間等を記入する。

⑶　デジタルカメラの写真を印刷する場合は、Ａ４版の上質紙とし、一般カメラの写真に比べ著しく劣ることのない画質であること。また、通常の使用条件の下で３年間程度劣化が生じないものであることとする。

7　業務内容

⑴　搬入方法

甲が排出する産業廃棄物の搬入は、甲が別途契約する運搬業者が行うものとする。

⑵　処分方法

乙は、搬入された産業廃棄物を関係諸法令に従い破砕、分別等の中間処理を行ったうえで、リサイクル又は埋立て等の最終処分までを行わなければならない。

8　作業実施上の留意遵守事項

⑴　乙は、甲との連絡調整及び作業従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任し、現場代理人通知書（経歴書添付）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更したときは、速やかに甲に届け出ること。

⑵　乙は、京都市長からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可証（処理する産業廃棄物に関するものに限る。）の写しを、業務着手前に甲に提出しなければならない。

⑶　乙への産業廃棄物の搬入日

ア　乙への搬入日及び搬入時間は、事前に甲、乙及び運搬業者と協議のうえ、決定する。

イ　搬入日等を変更する際には、運搬業者と協議すること。

⑷　乙は、収集重量（１キログラム単位）を記載した処分結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

９　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

⑴　乙は、産業廃棄物の処分の際は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を運用すること。

⑵　乙は、処分終了後、Ｃ２票を運搬業者に、Ｄ票を甲に提出すること。

⑶　乙は、最終処分終了後、Ｅ票を甲に提出すること。

１０　秘密保持義務

⑴　乙は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

⑵　乙は、業務の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

１１　再委託の禁止

乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

１２　その他

⑴　入札に際し、事前に仕様書を精査し、現場の状況を把握したうえで、仕様書等に疑義がある場合は、入札前に説明を受けること。なお、契約決定後、疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。また、現場の状況を把握するために現場確認を希望する場合、別紙１に記載する期間中に甲へ連絡すること。

⑵　万一事故が発生した場合は、速やかに甲に報告したうえで、乙の責任において処理すること。

⑶　仕様書及び契約書に反し、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。その際、賠償すべき金額は、甲、乙協議のうえ、決定する。

⑷　乙は、作業完了後、処分結果報告書及びマニフェスト等を速やかに甲に提出しなければならない。

なお、提出先は次のとおりとする。

〒６０１－８１６１

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１

京都市上下水道局技術監理室水質管理センター水質第２課

電話番号　（０７５）６９１－８５４５

＜参考写真＞

名称	搬出場所	写真
廃プラスチック（ビニール手袋，洗浄済み試薬容器等）	本所 プラスチック廃棄物保管倉庫	
ガラス陶磁器くず（洗浄済み試薬瓶，破損した検査用ガラス器具等） ※プラスチックケースに収納（要返却）	本所 ガラス器具等廃棄物保管庫	

金属くず	本所	
混合廃棄物 （事務椅子、 給湯ポット等、）	本所	